

令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気代高騰の影響を公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関への事業継続に向けた支援として、令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、伊勢原市内に所在し、次の要件を全て満たす病院を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 令和7年7月1日以前に健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険医療機関の指定を受けた病院であること。
- (2) 特別高圧電力（契約電力が2,000kw以上、かつ、供給電圧が20,000V(20kV)以上）を契約している施設であること。
- (3) 令和8年3月31日までの期間、運営を継続する予定であること。

(支援金額)

第3条 支援金の支給額は、病床1床当たり4,000円とする。ただし、申請する病床数は、関東信越厚生局宛てに提出した令和7年度施設基準実施状況報告書に記載の稼働病床数を原則とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者は、令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 振込先口座の通帳の写し等、振込先口座が確認できる書類
- (2) 特別高圧受電施設であることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援金の支給決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金を支給することを決定した場合は令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金支給決定通知書（第2号様式）により、支援金を支給しないことを決定した場合は令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金不支給決定通知書（第3号様式）により、支給対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(決定の取消し)

第6条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当す

ると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
 - (2) 偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の支給を不適当と認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金支給決定取消通知書（第4号様式）により支援金の支給決定を受けた者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第7条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、支給対象事業者に期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（報告及び調査）

第8条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

（書類の整備等）

第9条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第10条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年9月5日告示第167号）

この告示は、令和7年9月8日から施行する。

第 1 号 様式 (第 4 条 関係)

(表)

令和 7 年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金支給
申請書兼請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

令和 7 年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金の支給を受けたい
ので、関係書類を添えて申請します。

1 申請額及び請求額 円

(添付書類)

- (1) 振込先口座の通帳の写し等、振込先口座が確認できる書類
- (2) 特別高圧受電施設であることが確認できる書類

(裏)

2 申請対象施設

施設名称	
施設所在地	〒
稼働病床数	床
支給申請額 及び請求額	円

3 振込先

金融機関 コード		金融機関名	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合
支店 コード		支店名	本店・支店
種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第2号様式（第5条関係）

伊勢原市指令()第 号

令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金支給
決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日 付けで申請のありました令和7年度伊勢原市
特別高圧受電医療機関支援金の支給については、伊勢原市補助金等の
交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知
します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 支援金支給決定額 円

2 支給条件

(1) 次の場合、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すこ
とがあります。

ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

イ 偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明し
た場合

ウ 上記ア及びイのほか、市長が支援金の支給を不適当と認めた
場合

(2) 支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとする。

(事務担当は、)

第3号様式（第5条関係）

伊勢原市指令()第 号

令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金不支給
決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日 付けで申請のありました令和7年度伊勢原市
特別高圧受電医療機関支援金については、不支給とすることを決定し
ましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 不支給の理由

備考 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日
の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者
は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月
以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ
とができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消
しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月
以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第

号

令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金支給決定
取消通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年　　月　　日付け伊勢原市指令（ ）第　号で支給決定した令和7年度伊勢原市特別高圧受電医療機関支援金につきましては、支給決定を取り消しましたので通知します。

年　　月　　日

伊勢原市長

印

1 支給決定取消理由

備考　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、）